

大きく変わる防火規制

菊地伸一

平成10年6月に改正された建築基準法の一部が11年5月1日から施行され、防火規制の関係では準防火地域内の木造3階建て共同住宅が建築可能となりました。しかし、耐火構造、不燃材料等について、仕様規定が中心となっている基準を性能規定に改めることや、大規模木造ドームや耐火被覆の軽減を可能とする耐火設計法の導入などは、検討段階にあります。最終的な規定は、11年度末までとされている政令、告示の公布を待たなければなりません。ここでは現在検討されている内容について、いくつかの資料からピックアップしてみました。なお、これらは今後修正されることもあり得るのでご注意ください。

①性能評価法の導入

耐火建築物と3,000㎡以上の大規模木造を禁止する現行規定について、通常の火災により倒壊・延焼しな

いことを検証する「構造耐火性能評価法」が、また避難・排煙・内装制限に関する現行規定については、通常の火災により避難上支障のないことを検証する「避難安全性能評価法」の導入が検討されています。

②試験方法の合理化、国際化

防火材料の試験法や耐火試験法をISOをベースにしたものに置き換えたり、これまで仕様(もの)規定しかなかった部分に新たな試験法を導入するもので、図のような改正が検討されています。例えば、防火材料の性能試験方法としては、ISO 1182(不燃性試験)、ISO 5660(コーンカロリー計試験)、ISO 9705(ルームコーナー試験)、改訂模型箱試験(ISO提案中)が、耐火試験方法としては、ISO 834による載荷加熱試験が考えられています。また、防火材料は防火構造などの外装材として使用される構造用材料と内装仕上げ用材料などに区分することが検討されています。

参考：火災、49巻1号、1999年

ビルディングレター、1999年1月号

日本建築学会シンポジウム、建築基準法防火規定の改正について、1999年3月、東京

(林産試験場 防火性能科)

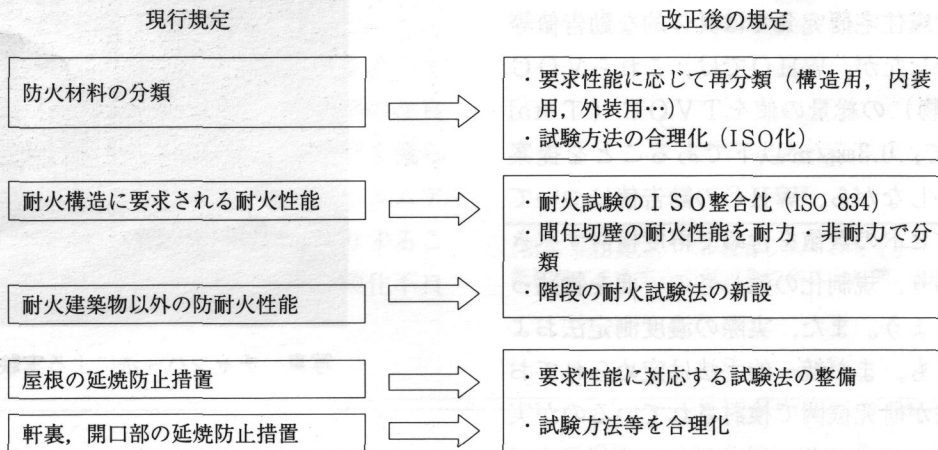


図 防火試験法の合理化、国際化
(出典：火災、49巻1号、8(1999))